

改正後

第1条～第27条（略）

別記

第1号様式～第5号様式（略）

改正前

第1条～第27条（略）

別記

第1号様式～第5号様式（略）

改正後

第6号様式

給 与 証 明 書

年 月 日

事業所の所在地及び名称

事業主氏名

次のとおり証明します。

氏 名	(歳)			職名及び 職務内容	
住所又は 居所					
区	分	次回支給見込み 月分	前 3 月 分		
			月分	月分	月分
勤 務 (就 労) 日 数		日	日	日	日
給 与 額	基 本 給	円	円	円	円
	日給 円 (日分)	円	円	円	円
	家族手当 (人)	円	円	円	円
	手 当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	時 間 外 手 当	円	円	円	円
	賞 与	円	円	円	円
		円	円	円	円
小 計 ①		円	円	円	円
控 除 額	所 得 税	円	円	円	円
	市 町 村 民 税	円	円	円	円
	健 康 保 険 料	円	円	円	円
	厚 生 年 金 保 険 料	円	円	円	円
	雇 用 保 険 料	円	円	円	円
	労 働 組 合 費	円	円	円	円
	介 護 保 険 料	円	円	円	円
		円	円	円	円
小 計 ②		円	円	円	円
差引き支給額 (①-②)		円	円	円	円
※ 認 定					

給与額は、上記のとおり相違ありません。また、事業所を調査しても異議ありません。

氏 名

注 裏面も記入してください。

改正前

第6号様式

給 与 証 明 書

年 月 日

事業所の所在地及び名称

事業主氏名

次のとおり証明します。

氏 名	(歳)			職名及び 職務内容	
住所又は 居所					
区	分	次回支給見込み 月分	前 3 月 分		
			月分	月分	月分
勤 務 (就 労) 日 数		日	日	日	日
給 与 額	基 本 給	円	円	円	円
	日給 円 (日分)	円	円	円	円
	家族手当 (人)	円	円	円	円
	手 当	円	円	円	円
		円	円	円	円
	時 間 外 手 当	円	円	円	円
	賞 与	円	円	円	円
		円	円	円	円
小 計 ①		円	円	円	円
控 除 額	所 得 税	円	円	円	円
	市 町 村 民 税	円	円	円	円
	健 康 保 険 料	円	円	円	円
	厚 生 年 金 保 険 料	円	円	円	円
	雇 用 保 険 料	円	円	円	円
	労 働 組 合 費	円	円	円	円
	介 護 保 険 料	円	円	円	円
		円	円	円	円
小 計 ②		円	円	円	円
差引き支給額 (①-②)		円	円	円	円
※ 認 定					

給与額は、上記のとおり相違ありません。また、事業所を調査しても異議ありません。

氏 名

注 裏面も記入してください。

(裏面)

- 1 給与の定例支給日 毎月（回 日）

- 2 次回（以降3月間）の昇給（賞与）予定年月日及び昇給後の金額

- 3 現物給与の品目及び数量（給与証明期間の各月分）
次回支給見込み 月分
月分
月分
月分

- 4 その他

注 1 次回（翌月又は本月）及び前3月（前後4月）の期間における全ての給与及び源泉徴収について、それぞれの内訳を明らかにして記入してください。

なお、次回の給与額について全く推定することができないときは「次回支給見込み」欄は空欄とし、ほぼ推定することができるときは見込額を記入してください。

2 「その他」欄は、支給額又は現物給与が著しく増加又は減少している月があるときの理由等の参考事項を記入してください。

3 ※印欄は、福祉保健所で記入します。

4 この給与証明書は、世帯から福祉保健所長あてに収入申告がなされる時に添えられるものです。

なお、この給与証明書に記入された事項が事実と違っているときは、生活保護法第85条第1項の規定により3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

(裏面)

- 1 給与の定例支給日 毎月（回 日）

- 2 次回（以降3月間）の昇給（賞与）予定年月日及び昇給後の金額

- 3 現物給与の品目及び数量（給与証明期間の各月分）
次回支給見込み 月分
月分
月分
月分

- 4 その他

注 1 次回（翌月又は本月）及び前3月（前後4月）の期間における全ての給与及び源泉徴収について、それぞれの内訳を明らかにして記入してください。

なお、次回の給与額について全く推定することができないときは「次回支給見込み」欄は空欄とし、ほぼ推定することができるときは見込額を記入してください。

2 「その他」欄は、支給額又は現物給与が著しく増加又は減少している月があるときの理由等の参考事項を記入してください。

3 ※印欄は、福祉保健所で記入します。

4 この給与証明書は、世帯から福祉保健所長あてに収入申告がなされる時に添えられるものです。

なお、この給与証明書に記入された事項が事実と違っているときは、生活保護法第85条第1項の規定により3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

第7号様式～第67号様式（略）

第7号様式～第67号様式（略）